

再就職禁止団体への再就職例外承認基準の考え方（案）

＜職員として再就職する場合＞

再就職原則禁止の例外とする基準の策定にあたっては、次の 2 つの観点から検討を行ってはどうか。

1 再就職原則禁止を緩和する要件

＜緩和する理由＞

要件の充足が直ちに公務の公正性に支障が生じないことを証明するものではないものの、再就職の公正性が一定程度確保されるものについては、再就職制限を緩和する要件としても構わないのではないか。

＜該当する要件とその理由＞

要 件	理 由
ハローワーク等を利用して広く公募が行われている	求人が公にされていることから、本市ＯＢの再就職を目的とした求人ではないことが認められ、団体の職員採用プロセスに一定の公正性がある。
法人の提示する求人要件を満たしている	求人要件に合致しない再就職を排除することにより、職員の再就職に納得性が認められる。
再就職先での収入が低額である（300 万円等）	本市で職員を継続雇用する場合の最低給与水準である、年間 300 万円を超える報酬を得ることのない再就職は、市民目線で批判の対象にならないのではないか。
公的法人に再就職することにより市役所で培った知識や業務経験を有効活用できることが見込まれる	職員の再就職によって公益性の向上に寄与することが認められる。

2 再就職原則禁止を例外承認する要件

＜例外承認とする理由＞

要件を満たすことによって公務の公正性に支障が生じないことが明らかであり、当該要件の充足は例外承認の要件として認めても良いのではないかな。

＜該当する要件とその理由＞

要 件	理 由
民間労働市場に求人企業等の求める業務要件を充足する人材が存在しない	市職員が採用されることに必然性が認められる。
財政的援助法人に対する財政支出が法律等に規定された裁量の余地の無い、もしくは義務的経費である	不適正な財政支出を行う余地が無く、再就職の公正性を阻害する要因が認められない。
再就職希望者が財政的援助法人に対する財政支出に関与していない	法人との関連性が無く、再就職の公正性を阻害する要因が認められない。
行政上の権限行使に裁量の余地が無い、もしくは軽微な権限である	不当に行政上の権限行使を行う余地が無く、再就職の公正性を阻害する要因が認められない。
再就職希望者が行政上の権限行使先の法人等と直接接点が無い	法人との関連性が無く、再就職の公正性を阻害する要因が認められない。
行政改革の推進によって事業の民営化等により職が廃止され、同職にあった職員が当該事業を行うこととなった法人に転籍する	本市の施策として業務を民間化するための過渡期的な取り扱いであり、一定期間は業務水準を維持して市民サービスを低下させないため、むしろ職員の転籍を認めるべき。

参考

部会でこれまで示された承認（不承認）理由

1. 市OBのみが従事可能な業務であると認められないことから、広く人材を募集すべきである。
2. ハローワークでも求人を行っており、採用が広く民間出身者に開かれている。
3. 求人が人材データベースに限られており、広く募集されていない。
4. 業務要件の充足性は認められないものの、職責の程度を考慮すると、要件を厳密に充足することの必要性が認められない。
5. 求人企業への出向経験を有し、その際の知識・経験を有効活用できることが見込まれる。
6. 40 年間港湾局に所属し、本市港湾行政に精通しており、培った知識・経験を有効に活用できることが見込まれる。
7. 民間労働市場に港湾行政に精通した者が多数存在することが見込まれない。
8. 民間労働市場に下水道施設の維持管理に精通した者が多数存在することが見込まれない。
9. 法人が求める資格要件を満たしている。
10. 法人が実施する事業に関して現時点では民間企業に受け皿が無いことが想定され、公務員であった者を採用することに一定の理由が認められる。
11. 法人が実施する事業に関して現時点では民間企業の受け皿が未成熟であることが認められる。
12. 業務要件の充足性が認められない。
13. 申請者は求人企業に対して行政上の権限行使を行っていない。
14. 財政援助に関して、申請者が直接的に裁量を行使したことが認められない。